

令和 3 年度 中 P 連要望書

青梅市立第六中学校

1 地域の環境・教育施設について

第六中学校

1. 民有地の枝葉の適切な管理【新規要望】

民有地から、歩車道に枝などが飛びだしている箇所があり、雨天時など傘を差しての通行に支障が生じている。適切な管理の指導をお願いしたい。

2. 街路灯や道路標識の適切な管理【新規要望】

経年劣化により、錆が生じ塗装が剥がれている街路灯や道路標識が散見される。
根腐れによる倒壊などが度々ニュースになっており、同様の事故が発生する可能性がある。このようなことがないように、適切な管理をお願いしたい。

2 交通安全対策について

第六中学校

1. 通学路の交通安全対策全般について【新規・継続要望】

千葉県八掛市で、痛ましい交通死亡事故が発生した。

六中（7小も含め）学区内において、ほとんどの生徒（児童）が小曾木街道を利用して

いる。
小曾木街道は、青梅から埼玉県にかけて伸びる路線であり、多くの市内外の車両が通行するとともに、大型車両の通行も多く見受けられる生活また経済活動に欠かせないメインとなる都道であるものと認識している。

そのようなメインとなる都道において、ガードレールが設置されていない区間が存在する。

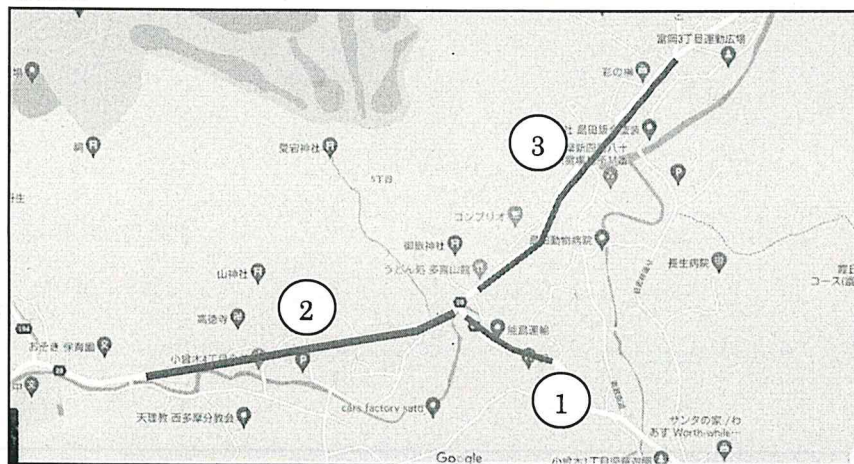
数年前にも未設置区間への設置要望をした経緯はあるが、「歩道の狭い区間は、用地買収し幅員を確保しなくてはならない」「地元での調整をして欲しい」との回答を得たことがある。

歩道幅員が狭く、設置が困難である区間においては、地元との調整、協力や買収の際の財源など課題が多くあり、要望に応えることができないことは承知している。

一方、歩道幅員が十分に確保できている区間への設置は、道路管理者での判断により、警視庁と協議の上において設置が出来るもの捉えており、対応が可能と考える。

このことから、以下に示す区間のガードレール設置又は、それに代わる交通安全対策の早期実現に向けた対応をお願いしたい。

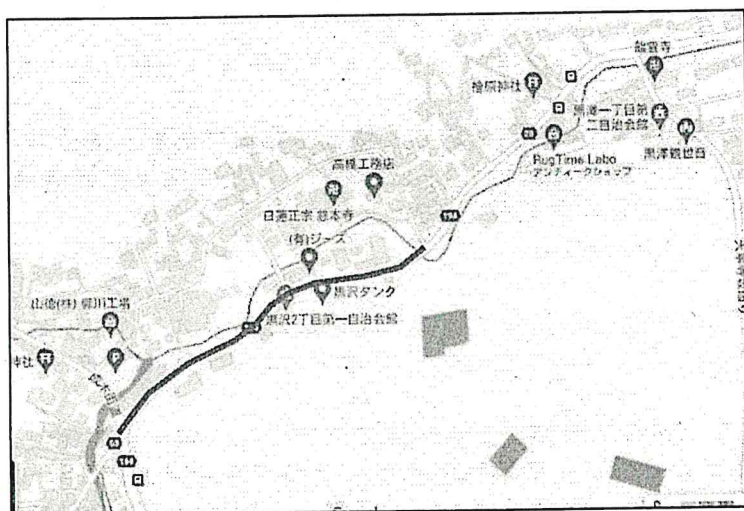
- ① 【新規要望】新岩蔵街道について、新岩蔵大橋交差点から、頂上手前までのガードレールの設置。（小曾木1丁目側は設置されている）
- ② 【新規要望】新岩蔵大橋交差点からJA西東京小曾木支店まで直線区間へのガードレール設置。
- ③ 【新規要望】新岩蔵大橋交差点から日影林通り入り口交差点までの区間へのガードレール設置。



2 交通安全対策について

第六中学校

- ④ 【新規要望】寒念橋交差点より、青梅方面へ約300m進んだ先から、黒沢二丁目交差点までの区間へのガードレール設置。



- ⑤ 【新規要望】日影林通りへの路側帯のカラー舗装の早期整備をお願いしたい。
- ⑥ 【継続要望】黒沢二丁目交差点から青梅坂トンネルまでの区間については、ガードレールを設置する道路幅員にないため、引き続き、外側線及び路側帯のカラー舗装の適切な維持管理をお願いしたい。

2 交通安全対策について

第六中学校

2. 新岩蔵大橋交差点について【新規要望】

新岩蔵大橋交差点において、黒沢方面から右折する際に、後続車に急かされる場面がある。また、赤信号になっても右折をしてくる車両があり危険である。

信号は歩者分離の交差点であり、横断中に車両が進入してくることはないが、通勤通学時間帯での交通量が増加する時間帯における、右折車両のスムーズな通行のため、時差式信号への変更をお願いしたい。

3. 横断歩道の補修について【新規要望】

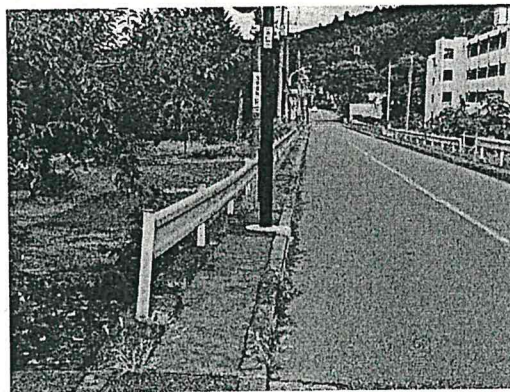
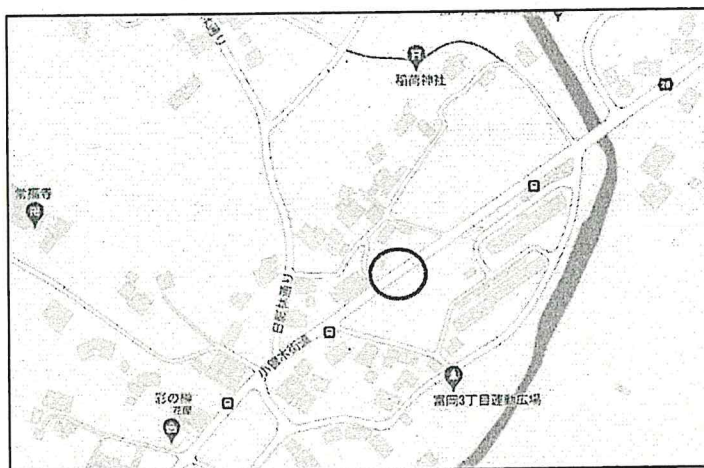
新岩蔵大橋交差点及び黒沢二丁目交差点の横断歩道標示が、消えかかっているため、早期の補修をお願いしたい。

2 交通安全対策について

第六中学校

4. 街路灯の設置個所について【新規要望】

市営富岡住宅向かいの(株)ケーライン先、歩道内に街路灯が設置されている。
歩道幅員が元々狭いうえ、街路灯が設置されていることから、一度車道側へ降りて、
通行しなくてはならない状況である。
歩道通行上の安全確保のため、民有地内などへの移設等、改善をお願いしたい。



3 学校施設・設備の整備拡充について

第六中学校

1. 駐車場の舗装補修について【新規要望】

校舎裏側にある駐車場について、傷みが激しい部分があり、雨天時などは水溜りができてしまい歩きにくい。

財政状況が厳しいことは承知しており、全面補修は不可であることから、部分的な補修をお願いしたい。

また、駐車スペースの白線も消えてしまっているため、あわせて補修をお願いしたい。

4 その他の項目について

第六中学校

1. 就学旅行のキャンセル料について【継続要望】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、4月25日から6月20日までの間、3回目の緊急事態宣言が発出された。

この期間中に、修学旅行を予定していたが、宣言発出により延長を余儀なくされ、一部キャンセル料も生じている。

このキャンセル料について、令和2年度は公費において補填いただいていることから、本年度においても同様に公費による補填をお願いしたい。